

■生体認証規定

1 生体認証

- (1) 生体認証とは、ＩＣキャッシュカード（ＩＣチップのある当行所定のキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）をいいます。以下同じとします。）によるキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。）の利用の際に、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式をいいます。
- (2) 生体認証は、ＩＣキャッシュカード上のＩＣチップ（以下「ＩＣチップ」といいます。）に当行所定の機器及び操作手順により当行の認めた預金者の指静脈パターンを記録し、ＩＣチップに記録された預金者の指静脈パターン（以下「生体認証データ」といいます。）と当行所定の照合機に読み取らせた指静脈パターンを照合（以下「生体認証データの照合」といいます。）することにより認証を行うものとします。

2 取扱店の範囲

- (1) 生体認証データの削除は、当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「取扱本支店等」といいます。）の窓口において取り扱います。
- (2) 生体認証データの照合は、生体認証データ照合機能のある提携機（当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機をいいます。）（以下「生体認証対応提携機」といいます。）において取り扱います。

3 生体認証の利用範囲

生体認証の利用範囲は、生体認証対応提携機による次に掲げる取扱いとします。

- ① ＩＣキャッシュカードによる通常貯金又は通常貯蓄貯金（次条第２項から第４項までにおいて「貯金」といいます。）の払戻し
- ② ＩＣキャッシュカードによる現在高照会

4 生体認証データの照合

- (1) ＩＣチップに生体認証データを記録したＩＣキャッシュカードにより、生体認証対応提携機で前条に規定する取扱いを受けようとするときは、キャッシュカード規定による請求のほか、当行所定の生体認証のための手続に従ってください。
- (2) 当行は、生体認証データについて、生体認証対応提携機により同一性が認定され、かつ、生体認証対応提携機の操作の際に使用されたＩＣキャッシュカードが、当行が預金者に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は現在高照会の取扱いをします。
- (3) 当行が生体認証対応提携機で生体認証データの照合により同一性の認定ができな

かった場合又は生体認証データの照合が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合（生体認証対応提携機の障害等がある場合を含む。）には、当行は、生体認証データの照合を行わず、キャッシュカード規定により貯金の払戻し又は現在高照会の取扱いをします。

(4) 前項の規定にかかわらず、ICキャッシュカードのICチップの障害等により、生体認証データの照合ができなかった場合には、生体認証対応提携機で当該ICチップに障害のあるICキャッシュカードによる貯金の払戻し又は現在高照会の取扱いはいたしません。

5 ICキャッシュカードの再交付

生体認証データを登録したICキャッシュカードの再交付の請求があったときは、第7条の生体認証契約の解約の届出があったものとして取り扱います。

6 代理人のICキャッシュカード

キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）により交付された代理人（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）の代理人をいいます。）のICキャッシュカードにおける生体認証の取扱いについても、この規定により取り扱います。

7 生体認証契約の解約

(1) 生体認証契約を解約しようとするときは、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて取扱本支店等に届け出てください。この場合、端末機に届出の暗証を入力してください。

(2) ICキャッシュカードについて、キャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）によるカード利用の廃止の届出があったとき（同条第2項によりカード利用の廃止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）、同条第4項によりICキャッシュカードが取扱本支店等に返却されたとき又は当行所定の取扱いによりICキャッシュカードが取扱本支店等に提出されたときは、前項の解約の届出があったものとして取り扱います。

8 規定の適用

生体認証の取扱いには、この規定のほか、「キャッシュカード規定」が適用されます。ただし、キャッシュカード規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

9 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2023年5月15日から実施します。